

第 4 次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画策定方針（案）

1 計画策定の必要性

（１）計画の位置付け

市町村における計画策定の根拠は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 2 項に定められています。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（２）国・県・県内自治体の動向

（ア）国の動向

平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」をおおむね 5 年ごとに策定し、総合的かつ計画的な施策を推進しています。令和 5 年 3 月には第五次基本計画が策定され、子どもの自主的な読書活動を推進するため、不読率の低減や、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進が基本の方針として示されました。さらに、こども基本法の施行や「こども大綱」の策定を踏まえ、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を考慮した施策の推進が求められています。

(イ) 神奈川県の方針

神奈川県では、国の基本計画を踏まえ、令和6年3月に「かながわ読書のススメ～第五次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定しました。同計画では、「友のように いつも そばに 一冊の本を」をスローガンに掲げ、すべての子どもがそれぞれの状況に応じて自主的に読書に親しむことができる環境づくりを目指しています。基本方針として、「子どもが読書に親しむための環境づくり」「子どもが読書に親しむことを支える人づくり」「子どもが読書に親しむための情報収集・発信」を掲げ、それぞれ家庭、地域、学校等、専門・関係機関及び団体等が推進に取り組むものとしています。そのなかでも、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進を重点取組としています。また、令和7年度からは「かながわ子ども・若者みらい計画」をこども基本法に基づく「こども計画」として策定し、子ども・若者の視点を尊重した施策を総合的に推進しています。

(ウ) 県内自治体の方針

毎年、国・県ともに読書活動推進計画の策定状況について調査を行っています。策定は努力義務ですが、全国では98.8%の市が策定しており、神奈川県内では、県及びすべての市町村が策定（100%）しています。※都道府県及び市町村における子ども読書活動推進計画の策定状況について（令和7年9月22日）/文部科学省より

(エ) 本市計画策定の考え方

本市においては、国及び神奈川県の方針を踏まえるとともに、現行計画の成果と課題を検証し、子どもを取り巻く読書環境や社会情勢の変化に対応した次期計画を策定します。市・図書館・家庭・学校・地域等の連携を一層推進するとともに、すべての子どもが読書に親しむ機会を確保し、読書を通じて豊かな心や主体的に学ぶ力を育むことのできる環境づくりを総合的・計画的に推進します。

(3) 本市の取組

本市では平成23年度に茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画を策定して以降、子どもの読書活動に関わるボランティアや保育園、小中学校や社会教育施設等の関係機関と連携をしながら、子どもの読書活動推進に計画的に取り組んできました。

現在、第3次計画（令和5年～9年度）に基づき、「読書のよろこびをすべての子どもたちにとどけること」を目指して取組を進めており、毎年度、評価を行い、結果を公表しています。令和6年度の取組に対しては、茅ヶ崎市立図書館協議会から、関係機関との連携による取組が具体的に進んでいることを高く評価されている一方、学校図書館の環境の整備について求められています。

←最終的には、令和5年～8年度の評価

また、4つ目標（「あなたは、読書が好きですか？」のしつもん「好き」「どちらかといえば好き」と答えた人の割合／「あなたは、1日当たりどれくらいの時間、読書を行いますか？」のしつもん「10分より多く読書をした」と答えた人の割合／調べ学習や見学で、市立図書館を使うじゅぎょうをした学校の数／市立図書館で本をかした数）については、達成が難しい状況が続いています。

2 計画の方向性

（1）計画期間

	H28～R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	～R22
（参考）子どもの読書活動に関する基本的な計画（文科省）														
（参考）神奈川県子ども読書活動推進計画														
総合計画														
教育基本計画														
子ども読書活動推進計画	第2次													

令和9年度から12年度までの3年間とします。

現行の第3次計画までは計画期間を5年間としていましたが、総合計画の周期と一致していないことから、総合計画との目標の整合を図ることが難しく、事業の実行性の担保等が課題でした。厳しさを増す昨今の社会情勢や財政状況等に鑑み、次期の第4次子ども読書活動推進計画は3年間とし、第5次子ども読書活動推進計画において次期総合計画等と始期を揃えます。これにより、一体的かつ効果的な計画の推進を図ります。

（2）方向性

現行の計画を継承し、国・県の動向を注視しつつ、茅ヶ崎市総合計画、茅ヶ崎市教育基本計画と整合性を図りながら、バックキャストिंगの発想で取り組みます。将来像や目標を示しながら、具体的な施策や事業を示す内容となります。

総合計画と計画期間を一致させる移行期間であることや、前述の4つの目標が未達成であることを踏まえ、第3次計画の将来像や目標は継承しつつ、第4次実施計画では重点方針を置くことで、より集中して取り組むべきことを各主体が共有し、取組強化を図るとともに、進捗状況を把握できるような構成を検討します。

3 策定スケジュール

別紙のとおり